

2-12 日本森林学会監事監査内規

(目的)

第1条 日本森林学会定款第34条に基づき、監事による監査業務の詳細を定める。

(情報の収集と環境の整備)

第2条 監事は、その職務を適切に遂行するため、学会関係者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(内部管理体制の監査)

第3条 監事は、定款第42条第2項第4号に定める内部管理体制の整備状況に関する以下の事項を監査する。

- (1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (4) 事務局職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (5) 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(事業報告に関する監査報告)

第4条 監事は、定款第54条に基づく事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 事業報告及びその附属明細書が、法令又は定款に従い、学会の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 理事会における職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

(4) 学会における業務の執行体制の整備に関する決定又は決議に対する意見

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(計算書類の監査報告書)

第5条 監事は、定款第54条に基づく計算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 計算書類が学会の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見
- (3) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その理由
- (4) 会計方針の変更、重要な偶発事象又は後発事象について、監事が説明を付す必要があると判断した追記情報
- (5) 監査報告を作成した日

(監査結果の通知)

第6条 監事は、当該計算書類及び事業報告の全部を受領した日から2週間以内に、会長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた日をもって、監事の監査を受けたものとする。

(内規の変更)

第7条 本内規の変更は、監事の承認を得て理事会が行う。

附 則

1. この内規は、平成23年6月15日から施行する。